



議案第八十号

職員の特務手当に関する条例の一部改正について

次のとおり職員の特務手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十三年九月二十一日

昭和三拾参年九月廿八日原案可決
三朝町長 坂出雅巳

三朝町条例第 号

三朝町議会議長 矢田秀雄

職員の特務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特務手当に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の二号を加える。

九 清掃業務に従事する職員の特殊勤務手当

十 行旅死病人の救護等に従事する職員の特殊勤務手当

第十條第二項中「五〇〇円を支給する。」を「五百円とする。」に改める。

第十三條を第十五條とし、第十二條の次に次の二條を加える。

(清掃業務に従事する職員の特殊勤務手当)

第十三條 清掃業務に従事する職員の特殊勤務手当は、じんかいの清掃及び収集処理

作業に従事する衛生夫及び運転手並びに三朝高原公園の管理員に支給する。

2 前項の手当の額は、次の各号に定める額とする。

一 衛生夫 勤務一月につき 二千五百円

二 運転手 勤務一月につき 二千五百円

三 管理員 勤務一月につき 二千五百円

(行旅死病人の救護等に従事する職員の特殊勤務手当)

第十四條 行旅死病人の救護等に従事する職員の特殊勤務手当は、職員が行旅病人の

救護のため病人を護送し、又は行旅死病人の認識に関する調査その他の取り扱いに従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、従事した一回につき三百円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十三年八月一日から適用する。